

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会

設立趣旨・規約・名簿・傍聴要領

平成 28 年 1 月 25 日

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会

設立趣旨

渡良瀬遊水地エリアは、平成 24 年 7 月 3 日にラムサール条約湿地登録された渡良瀬遊水地に、渡良瀬川、思川、巴波川の 3 河川が流入し、約 4km 下流で利根川に合流する、水とみどりに恵まれた良好な自然環境が形成されたエコロジカル・ネットワークの核となっています。また、各主体が役割を分担しながら、エコロジカル・ネットワークを更に広げていく取組を進めています。

このことは即ち、私たちの生活を支える生態系サービスの維持・向上をもたらし、自然が有する多面的な機能を楽しむ地域の創造につながるものです。豊かな生態系の指標として、水辺生態系の高次消費者であるトキやコウノトリなどに着目した多様な生物の生息可能な環境を保全・再生するとともに、環境と経済の調和を図った地域振興・経済活性化に取り組むことにより、広域連携による人と人との絆を深め、安全・安心できる地域の自立的な発展に貢献することが可能となります。

このため、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川（渡良瀬遊水地を含む）及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的として「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を設立します。

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会議は、「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」と連携を図りながら、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする。

(取組内容)

第3条 協議会の取組内容は、渡良瀬遊水地エリアにおいて以下のとおりとする。

- 一 エコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 二 エコロジカル・ネットワーク形成による河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域の水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 三 エコロジカル・ネットワーク形成による賑わいのある地域振興・経済活性化方策に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。但し、必要に応じて委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年の年度末までとする。ただし、行政機関委員に異動があった場合は後任者に委嘱するが、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、第4条第1項に掲げる委員のうち有識者委員から互選によってこれを定める。

- (1) 座長 1名

(役員の職務)

第6条 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は委員の任期と同じとし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(検討部会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる取組を円滑に進めるため、検討部会を置く。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省利根川上流河川事務所調査課に置く。

(会議の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして、非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、傍聴要領に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 委員名簿

(敬称省略・有識者は五十音順)

	氏 名	団 体 名 等	備 考
有識者	青木 章彦	作新学院大学 女子短期大学部 教授	座 長
	清水 義彦	群馬大学大学院 理工学府 教授	
	蘇 雲山	(一財)環境文化創造研究所 主席研究員	
	長谷川 雅美	東邦大学 理学部 教授	
	森 淳	農研機構 農村工学研究所 統括上席研究員	
関係市町	菅谷 憲一郎	茨城県 古河市長	
	前場 文夫	茨城県 結城市長	
	染谷 森雄	茨城県 五霞町長	
	橋本 正裕	茨城県 境町長	
	鈴木 俊美	栃木県 栃木市長	
	大久保 寿夫	栃木県 小山市長	
	真瀬 宏子	栃木県 野木町長	
	栗原 実	群馬県 板倉町長	
	大橋 良一	埼玉県 加須市長	
	田中 暉二	埼玉県 久喜市長	
関係行政機関	潮田 元男	茨城県 生活環境部 環境政策課長	
	根本 力	茨城県 農林水産部農地局 農村計画課長	
	大江 幹夫	茨城県 土木部 河川課長	
	加藤 高	栃木県 環境森林部 自然環境課長	
	福田 靖夫	栃木県 農政部 農地整備課長	
	大野 盛夫	栃木県 県土整備部 河川課長	
	松下 克	群馬県 環境森林部 自然環境課長	
	村上 行正	群馬県 農政部 農村整備課長	
	荒井 唯	群馬県 県土整備部 河川課長	
	野口 典孝	埼玉県 環境部 みどり自然課長	
	大図 早孝	埼玉県 農林部 農村整備課長	
	常山 修治	埼玉県 県土整備部 河川砂防課長	
	神川 浩一	関東農政局農村振興部農村環境課長	
	荒牧 まりさ	関東地方環境事務所野生生物課長	
	伊藤 和彦	関東地方整備局河川部河川環境課長	
	横森 源治	利根川上流河川事務所長	

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第11条第2項の規定に基づき、渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続に則り、傍聴の登録手続を受けなければならない。

2 傍聴の登録手続を受けた者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。